

新	旧
<p style="text-align: center;">今村証券総合取引約款 第1章 総合取引</p> <p>3. 申込方法等</p> <p>(1) お客様は、<u>当社所定の方法により</u>、総合取引を申込みものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から、総合取引を開始することができます。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p>4-2. 届出事項</p> <p>(1) お客様は、総合取引開始時、又は当社が別途定める時に印鑑、住所、氏名又は名称（以下「氏名等」といいます。）、共通番号等のお届出をいただきます。ただし、すでにお届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等、共通番号等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。<u>また、当社所定のお手続きをされた場合には印鑑のお届出は不要となります。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 累積投資取引</p> <p>68. 投資信託受益証券等又は金銭の返還</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) クローズド期間のある投資信託受益証券等についての当該クローズド期間中の上記(1)は、各目論見書等に記載の事由に該当しない限り原則として取り扱いきれません。</p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 国内外債建債券取引</p> <p>77. 受渡期日</p> <p>受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>111. 免責事項</p> <p>当社は、次の事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>① 当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお申出いただいた事項に応じたことにより生じた損害。</p> <p>② <u>当社所定の手続きにより印鑑のお届出を不要とし、相当の注意をもって本人確認を行ったうえでお申出いただいた事項に応じたことにより生じた損害。</u></p> <p>③ 当社が上記 99. により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害。</p> <p>④ 当社所定の手続きにより申出がなかったため、又は、印影がお届出の印鑑と相違するためにお申出いただいた事項に応じなかったことにより生じた損害。</p> <p>⑤ <u>当社所定の手続きにより印鑑のお届出を不要とした場合で本人確認が行えなかったためにお申出いただいた事項に応じなかったことにより生じた損害。</u></p> <p>⑥ 当社が所定の期日までに名義書換等の手続きを要する旨の通知をしたにもかかわらず、お客様よりご依頼がなかったことにより生じた損害。</p> <p>⑦ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害。</p> <p>⑧ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により生じた損害。</p> <p>⑨ 電信又は郵便の誤謬、遅滞又はシステム、回線、機器の障害等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</p> <p>⑩ お客様が当社に連絡なしに当社の指定する預貯金口座に宛てて送金を行ったことにより、当社が当該送金を行ったお客様を特定するために相当の期間内に相当の注意を払う必要性が生じ、お客様口座への入金が遅延等したことによる損害。</p> <p>⑪ この約款又は法令の定めによって、取引又はサービスの提</p>	<p style="text-align: center;">今村証券総合取引約款 第1章 総合取引</p> <p>3. 申込方法等</p> <p>(1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名・<u>捺印（当社お届印になります。）し、当社が定める本人を確認する書類とあわせてこれを当社の本・支店又は営業所に提出することによって</u>、総合取引を申込みものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から、総合取引を開始することができます。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> <p>4-2. 届出事項</p> <p>(1) お客様は、総合取引開始時、又は当社が別途定める時に印鑑、住所、氏名又は名称（以下「氏名等」といいます。）、共通番号等のお届出をいただきます。ただし、すでにお届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等、共通番号等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 累積投資取引</p> <p>68. 投資信託受益証券等又は金銭の返還</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) クローズド期間のある投資信託受益証券等についての当該クローズド期間中の上記(1)は、各目論見書等に記載の事由に該当しない限り原則として取り扱いきれません。</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 国内外債建債券取引</p> <p>77. 受渡期日</p> <p>受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>111. 免責事項</p> <p>当社は、次の事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>① 当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお申出いただいた事項に応じたことにより生じた損害。</p> <p>② 当社が上記 99. により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害。</p> <p>③ 当社所定の手続きにより申出がなかったため、又は、印影がお届出の印鑑と相違するためにお申出いただいた事項に応じなかったことにより生じた損害。</p> <p>④ 当社が所定の期日までに名義書換等の手続きを要する旨の通知をしたにもかかわらず、お客様よりご依頼がなかったことにより生じた損害。</p> <p>⑤ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害。</p> <p>⑥ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により生じた損害。</p> <p>⑦ 電信又は郵便の誤謬、遅滞又はシステム、回線、機器の障害等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</p> <p>⑧ お客様が当社に連絡なしに当社の指定する預貯金口座に宛てて送金を行ったことにより、当社が当該送金を行ったお客様を特定するために相当の期間内に相当の注意を払う必要性が生じ、お客様口座への入金が遅延等したことによる損害。</p> <p>⑨ この約款又は法令の定めによって、取引又はサービスの提</p>

新	旧
<p>供が停止・制限され、若しくは取引内容が変更され、又は契約が解約されたことによる損害。</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款 第4章 雑 則</p> <p>第30条（免責事項） (1)～(3)（現行どおり） (4) <u>当社所定の手続きにより印鑑のお届出を不要とし、相当の注意をもって本人確認を行ったうえで金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この改正は、2023年1月10日から施行する。</p>	<p>供が停止・制限され、若しくは取引内容が変更され、又は契約が解約されたことによる損害。</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款 第4章 雑 則</p> <p>第30条（免責事項） (1)～(3)（省 略）</p>